

## 議事要旨(2) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）の今後の進め方として、前回の委員会において、各論点を公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくものと継続検討課題として公開草案の対象としないものに切り分けるという方向で概ね了解いただいたという理解のもと、本日はどの論点を公開草案の対象とするかについて審議いただきたい旨の説明がなされた。また、村田専門研究員より、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
  - ・ ある程度時間をかけてもなるべく多くの論点を取り上げて検討するべきと考えている。意見が分かれているから取り上げないというのではなく、十分議論して収斂させていくべきと考える。
  - ・ 全部のれんについてはのれんの償却との関連もあるので、今回の公開草案の対象としないのはやむを得ないと考える。
  - ・ 支配の喪失については、子会社を売却するのは企業にとって重要な決断であることから、一部投資が残っていても支配が継続していると考えより支配を喪失した段階で売却して再購入したと理解する投資家が多いのではないかと考える。結論は今後の議論次第であるが、公開草案の対象とする論点として取り上げるべきと考える。
  - ・ 無形資産は今後参考人からの意見を聴取する予定であるから、現時点で対象から外すのではなく、一緒に検討すれば良いと考える。
  - ・ 取得関連費用は、個別財務諸表上は現行と同様と想定されるとしているが、多額の取得費用が連結と単体で処理が異なるということにも違和感があり、現時点では現状維持と決めつけずに金融商品会計基準との関連も含めて広く検討すべきである。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、次のコメントがあった。
  - ・ 無形資産については、参考人聴取の議論を反映することになると考える。
  - ・ 取得関連費用は、金融商品会計基準との関連もあり、説明資料に記載の方向で検討するが、検討の過程においてそのような整理も議論されるものと考ええる。
  - ・ 支配の喪失については、投資の継続の有無について議論が分かれている中では難しい面があるが、他の方のご意見を踏まえて対応する。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」として表示し、現行の「当期純

利益」を「親会社株主に係る当期純利益」として表示することについては、国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性を高めるため、現行の表示科目を国際的な会計基準と同様にするという提案であるにとらえている。また、投資家側からは親会社株主に係る当期純利益による一株当たり利益が重要であり、現行の算定式に基づく開示を前提として、開示について２段階で検討というのではなくワンパッケージで検討する必要があると考える。また、諸規制との関連の分析については、現時点では我が国において米国基準や IFRS に基づいて開示している会社がある中で、あえて追加的に検討や分析を要する点があるのかは疑問である。

- ・ 支配の喪失については、意見が分かれている状況は理解しているが、広く意見を聞いて最終的に判断するべきと考える。現状、段階取得と支配の喪失では一方は支配をトリガーとしていて、他方はしていないという理屈的にも整合していない状況のため、基準の建てつけとしても議論して整理する必要がある。
- ・ 無形資産への取得原価の配分については、前回の資料では「国際的な会計基準に基づく財務情報との比較可能性を高めることになると考えられる」という改正の方向性を支持する意見も示されており、また、無形資産プロジェクトの進め方について８月に参考人招致も予定しているので、参考人からの意見聴取も踏まえたうえで判断するのが良いと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局より次のコメントがあった。
  - ・ 少数株主損益の表示と少数株主持分の会計処理については事務局側もワンパッケージで検討することを念頭に置いている。
  - ・ 諸規制の関連については、分析・検討というよりは情報収集という趣旨である。
  - ・ 支配の喪失については、まだ結論を出すところまでいかないが、問題意識は持っている。
  - ・ 無形資産については、参考人聴取後に検討する。
- ある委員より、次の意見があった。

事務局案に基本的に異論は無い。ただし、支配の喪失については、個人的には継続検討とするのはやむを得ないと思うが、継続検討課題とするのであれば、投資の継続の考え方等、段階取得とは別の理屈での整理が必要。別の理屈での整理がつかなければ公開草案で意見を問うということも一つであると思う。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 公開草案の対象として取り上げる論点と継続検討課題とするものを切り分けるのは良いが、切り分け方によっては、会計処理の意味するところが不明確になる可能性がある。また、他の様々な取引に矛盾が生じないかも気になる場所であるので、今回の公開草案の対象にして検討した方が良いと考える。

- ・ 無形資産は参考人聴取の後に検討するのが良い。
- ・ 全部のれんについては、他の論点とも関連するが、実務上の対応の難しさもあるので、継続検討課題にすることでも良いと考える。
- ・ 他の論点については、事例が少ないから対象外とするという整理で良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 全部のれんについても、全部のれんと購入のれんの選択適用で、ただしフリーチョイスではなく会計方針ということで公開草案にして意見を問うのが良いと考える。
  - ・ 支配の喪失についても、投資の性質が変わると考えておりその観点から、公開草案にして意見を問う必要があると考える。
  - ・ 議論が固まっていない論点についても、公開草案で幅広く意見を聞くのが良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 少数株主損益の表示は、利用者の観点から日本だけが誤解を招きやすい表示になっており、少数株主との取引も含めて一連の整合性の観点から公開草案の対象として検討すべきである。
  - ・ 事業再編の過程で子会社から関連会社になったにしても投資が継続しているというケースが実態としてあるということを以前から発言しているが、そうでないケースもあると認識している。したがって、そういった点も提起して広く意見を聞くべきと考える。今後、これだけを別に取り上げて協議するというのは適切ではない。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 支配の喪失については、今回の対象とするのが良い。これだけを他の継続検討課題に先立って短期間に議論を再開するのは不自然な印象を受ける。

最後に、都専門委員長より、事務局からの提案で前に進めるとしたと論点は、進めることで了解いただいたと理解している。支配の喪失については、すぐには結論が出せないが、いただいたご意見を考慮し、どのように意見を問うかについて今後検討していくとのコメントがなされた。

以 上